

広島県選挙管理委員会告示第五十八号

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十月一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

公職選挙事務取扱規程（昭和三十四年広島県選挙管理委員会告示第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第一条」を「第一条の三」に改める。

別記第一号様式中「~~第1条~~」を「~~第1条~~の3」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。